

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

目 次	ページ
告示	
包括外部監査契約の締結(三九七・総務課)	1
大規模小売店舗の新設に関する届出(三九八・商工業振興課)	1
公共測量終了の通知(三九九・建設管理課)	2
道路区域の変更(四〇〇、四〇一・道路環境課)	2
道路区域の変更及び供用開始(四〇二・道路環境課)	3
道路の供用開始(四〇三、四〇五・道路環境課)	4
建築基準法による道路位置の指定の廃止(四〇六・鹿角地域振興局建設部)	4
開発行為に関する工事の完了(四〇七・仙北地域振興局建設部)	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可(四〇八、四〇九・平鹿地域振興局建設部)	5
公 告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(統計課)	6
県営土地改良事業計画の決定(鹿角地域振興局農林部)	6
県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)	7
土地改良事業工事の完了の届出(北秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の解散(山本地域振興局農林部)	7
土地改良区の合併の認可(山本地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の合併の認可(秋田地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)	8
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	8
土地改良区の合併の認可(平鹿地域振興局農林部)	8
土地改良事業工事の完了の届出(平鹿地域振興局農林部)	8

土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)..... 8

告 示

秋田県告示第三百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり平成十七年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成十七年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用並びに執務費用及び実費とする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
大坪秀憲 東京都杉並区成田東五丁目四十九 五百二号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる。

秋田県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦 生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大曲飯田ショッピングセンター

県 道	道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	秋田天王線				
B	A	秋田市新屋船場町一二七番二六地先から川元開和町二〇六番一 地先まで				
先まで		秋田市浜田字滝の原四九番一地先から川元開和町二〇六番一 地				
		一一・四〇〇～六一・〇〇〇				
		七・一六五				

- 一 道路の区域
- 二 届出年月日
平成十七年三月二十八日
- (三) 大仙市飯田字屋舗通八十一 一外
小売業を行う者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年十一月二十四日
店舗面積の合計
四千七百八十五・八七平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
三百七十七台
- (七) 駐輪場の収容台数
百三十台
- (八) 荷さばき施設の面積
二百七十・七五平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
七十八・三四立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
開店時刻 午前零時 閉店時刻 翌午前零時(二十四時間営業)
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から翌午前零時まで(二十四時間)
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
七か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十七年四月八日から同年八月八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由
- 秋田県告示第三百九十九号
平成十六年秋田県告示第八百九十二号の公共測量について、平成十七年三月十日終了した旨藤里町長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十七年四月八日
秋田県知事職務代理者 西村哲男
秋田県副知事 西村哲男
- 秋田県告示第四百号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年四月八日
秋田県知事職務代理者 西村哲男
秋田県副知事 西村哲男

新	秋田天王線	秋田市浜田字滝の原四九番一地先から川元開和町二〇六番一地先まで	一一・四〇〇～六一・〇〇〇	七・一六五
---	-------	---------------------------------	---------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年四月八日から同月二十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県告示第四百一号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	新	旧	久保秋田線	秋田市下新城笠岡字堰場二〇五番一地先から字川向一三四番一地先まで	〇・七〇〇	一〇・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・七〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年四月八日から同月二十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県告示第四百二号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	新	旧	河辺阿仁線	北秋田市阿仁長畑字与吉野一二番九から一三三番一地先まで	〇・五〇六	一一・〇〇〇～二五・〇〇〇	〇・五〇六

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
(二)(一) 期間 平成十七年四月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第四百三三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年四月八日

- 一 供用開始の区間
 秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

道路の種類	路線名	区 間
県 道	十二所花輪大湯線	鹿角市花輪字上花輪一八一番地先から一五九番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
(二)(一) 期間 平成十七年四月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第四百四号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年四月八日

- 一 供用開始の区間
 秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

道路の種類	路線名	区 間

申請者の住所及び氏名

道路の位置の廃止箇所

県 道	十二所花輪大湯線	鹿角市花輪字上花輪一四番三から三五一番地先まで
-----	----------	-------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
(二)(一) 期間 平成十七年四月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第四百五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年四月八日

- 一 供用開始の区間
 秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

道路の種類	路線名	区 間
県 道	日三市角館線	仙北郡角館町小勝田字松ヶ崎四三番一地先から二八番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
(二)(一) 期間 平成十七年四月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第四百六号
 建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路位置の指定を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月八日

- 秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

道路の延長

道路の幅員

廃止年月日

<p>鹿角郡小坂町小坂字五十刈五番地三 株式会社 タナックス 代表取締役 多 田 祥 茂</p>	<p>鹿角郡小坂町小坂字古館十八番二十二、 十八番二十四、二十番一の内、二十番一 十三、二十番三十二、二十番三十三、二 十番三十四及び二十番三十五</p>	<p>六六・五〇メートル</p>	<p>六・〇メートル</p>	<p>平成十七年三月二十九日</p>
--	---	------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第四百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年五月十九日付け指令仙建 十七 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

能代市大町七番一十七号

株式会社ヤマキ 代表取締役社長 乾 忠勝

二 開発工区に含まれる地域の名称

第二工区

大仙市福田町一番九十五、三十五番十、三十五番十一、三十六番八、
三十七番、三十八番十、三十八番十一、三十八番十二、三十九番五、三十九番八、
三十九番九、四十一番三、二百二十三番一、二百二十三番二、二百二十三番三、二
百二十三番四、二百二十四番一、二百二十四番二、二百二十四番三、二百二十四番
四、二百二十五番一、二百四十五番一、二百四十六番一、二百四十七番一、二百四
十七番五、四百二十九番、四百三十番、四百三十一番、四百三十二番

秋田県告示第四百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画
事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条
第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 施行者の名称

<p>公 告</p>	<p>横手市 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十二年秋田県告示第三百四十六号横手都市計画公園事業四・四・一七日市公 園 三 事業施行期間 平成十二年五月十六日から平成二十年三月三十一日まで 四 事業地 変更なし</p> <p>秋田県告示第四百九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画 事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条 第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成十七年四月八日</p> <p>秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 西村 哲男</p> <p>一 施行者の名称 横手市 二 都市計画事業の種類及び名称 平成元年秋田県告示第六百五十四号横手都市計画公園事業六・五・一赤坂運動公 園（横手都市計画公園事業五・六・二赤坂総合公園） 三 事業施行期間 平成元年九月十九日から平成二十年三月三十一日まで 四 事業地 変更なし</p>
	<p>秋田県告示第四百七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年 五月十九日付け指令仙建 十七 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、 同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十七年四月八日</p> <p>秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 西村 哲男</p>

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 調達する役務の名称及び数量

二千五年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務委託 一式
調達案件の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日から平成十八年二月二十八日(火)まで

(四) 納入場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県企画振興部統計課

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県企画振興部統計課(電話番号〇一八 八六〇 一二五五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月十八日(月)から同年五月六日(金)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月十九日(木)午後一時

秋田県庁地下一階 管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十二条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Subject matter of contract : Works of computer processing for Survey on Operation of Agriculture and Forestry, Census of Agriculture and Forestry 2005.

2 Time-limit of tender : 1:00 p.m. 19 May, 2005

3 Contact point for the notice : Statistics Division, Department of Planning and Development, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-1255

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、鹿角市十和田草木字丸館ノ下夕六番地大森良蔵ほか十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(草木地区経営体育成整備事業)

計画書の写し

- 二 縦覧期間 平成十七年四月十一日から同年五月十二日まで
- 三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県管土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県管土地改良事業(芦名沢地区ほ場整備事業(担い
 手育成型))換地計画書の写し

- 二 縦覧期間 平成十七年四月十一日から同年五月十二日まで

- 三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、
 田代町から土地改良事業(下館務沢地区基盤整備促進事業)に係る工事が平成十六年
 十二月二十四日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告す
 る。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号の規定によ
 り、平成十七年三月三十日能代市荷八田土地改良区が解散したので、同条第三項の規
 定に基づき、公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平
 成十七年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次
 のとおり公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- (一) 合併により設立された土地改良区

- 能代南土地改良区

- (二) 合併により解散した土地改良区

- 能代市浅内黒岡土地改良区

- 能代市河戸川土地改良区

- 能代市浅内土地改良区

- 浅内南部土地改良区

- (二) 合併により設立された土地改良区

- 琴丘土地改良区

- (二) 合併により解散した土地改良区

- 山本郡琴丘町鹿渡土地改良区

- 琴丘町地先干拓土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の
 土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三
 項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 飯田川土地改良区

- 認可年月日 平成十七年四月一日

- 二 河辺郡芝野堰土地改良区

- 認可年月日 平成十七年四月一日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平
 成十七年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次
 のとおり公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 合併により設立された土地改良区

- 男鹿東部土地改良区

- 二 合併により解散した土地改良区

- 男鹿市脇本土土地改良区

- 男鹿市脇本百川土地改良区

男鹿市船越土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、男鹿市松木沢字松木八番地中田謙三ほか二十八人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(若美中央地区担い手育成基盤整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年四月十一日から同年五月十二日まで
- 三 縦覧場所 男鹿市役所若美総合支所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、本荘市内越土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年三月三十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成十七年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 合併後存続し、定款変更した土地改良区
秋田県南旭川水系土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
横手市土地改良区
横手市中央土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、

横手市中央土地改良区から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 完了年月日 平成十七年二月二十八日
- 二 事業名 土地改良事業(上境地区基盤整備促進事業)
- 三 完了年月日 平成十七年二月二十八日
- 四 事業名 土地改良事業(大平地区県単小規模土地改良事業)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、稲川町から土地改良事業(寺ヶ沢地区基盤整備促進事業(かんがい排水))に係る工事が平成十六年三月二十三日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄